

令和 8 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の 配分の方針

令和 7 年 8 月 8 日
内閣総理大臣決定

1. 令和 8 年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和 8 年度においては、価格転嫁対策・取引適正化を含む賃上げの普及・定着、食料安全保障を含む地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応、将来の賃金・所得の増加、防災・減災・国土強靱化の推進、外交・安全保障、経済安全保障、サイバーセキュリティを含む国民の安心・安全の確保など、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に掲げられた取組を推進するための体制を確保する。

人手不足が深刻化する中、行政 D X により公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境を整備するために、各府省は、行政 D X に取り組むほか、その中核を担う人材の育成に取り組み、内閣人事局は、それらの効果的な実現に向けて、定員面から必要な後押しを行う。なお、職員の安定的な採用、育成及び技能継承ができるよう中長期的な持続可能性にも留意する。

国の地方支分部局等の体制整備については、リダンダンシーの確保の必要性や、地方創生に寄与する政策実行機能を効果的に向上させる観点など、「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）における政府関係機関の地方移転に向けた取組にも留意する。

これらを通じて、内閣の重要政策への迅速かつ的確な対応等、政府全体として最適な体制を構築する。

また、職員が産前・産後休暇等を取得する場合はもとより、男性職員が育休を取得しやすい職場環境の整備や超過勤務の縮減などの働き方改革の実現や、人事管理業務の高度化・機能強化、人材の戦略的な確保・育成などに向けて必要な取組を推進する。

そのため、各府省は、個々の現場や職種ごとの業務の状況、育児・介護等の事情によりフルタイムで勤務することができない職員が増えている状況等に応じたきめ細かな人員配置、業務マネジメントを通じた超過勤務縮減及び人材マネジメントの機能強化等に取り組む。内閣人事局は、産休・介護休暇等の代替要員の確保、突発事案への対応の際の長時間労働の抑止等、人事管理上必要となる場合に定員の措置を適切に行う。

令和 8 年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴

う構造的な増加の抑制や、既存体制の厳しい見直し等を行いつつ、上記の観点で各府省における体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。各府省は、要求に当たり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点の活用に取り組む。

（1）給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年の人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

（2）機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）に従い、次に掲げる方針に沿って所要の要求を行う。その際、時々々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

- ① 機構については、既存機構の合理的再編成により対応することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② 定員については、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化に取り組むとともに、時限が到来する時限定員は、原則として所要の減要求を行う。その上で、中期的な行政DXで特に効果が高い取組を行う場合には、その省力化等の効果が発現するまで合理化目標数の一部を猶予する要求を行うことができる。

既存業務の増大への対応は原則として各府省内の定員の再配置により対応するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対応に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求については、前段の取組により極力絞り込み、内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、新設組織に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、増員規模が計画的に増減する海上保安体制に係るもの及び業務効率化に資するDXに係るものを除き、前年度要求数を上限とすることを基本とした上で、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数を超える合理化を行う場合には、追加的な合理化数の1.5倍の数を増員要求数に追加することができることとする。

また、国家公務員の定年引上げに伴う新規採用への影響を緩和するための特例

的な定員については、令和8年度と令和9年度の試験採用数の平準化を図るために必要な数を要求の上限とする。

- ③ 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・総合的な要求を行う。

また、既存官職の級別定数の切上げ要求については、行政DXの推進に伴う職務内容の変化や定年引上げによる影響も含めた職員の年齢構成の変化等を十分に精査し、真に必要なものに限って行う。特に、既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれにふさわしいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。人事院において検討されている昇格等に係る在級期間要件の見直しに対応する場合や、公務内外から登用・抜てきした人材を上位の職務の級に決定する場合など、人材のより効果的な活用に資する戦略的な人事運用を行うときは、これに必要な切上げ要求を行うものとする。

- ④ デジタル原則に基づく行政サービスの見直しや、政府や社会のDX等を推進するための体制整備に当たっては、民間人材を含めた人員の機動的・柔軟な確保ができるように留意する。
- ⑤ 外交・安全保障の体制強化については、国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）等を踏まえて行う。外交実施体制の強化に当たっては、在外公館等における人材の外国語能力の確保・向上等に努めるほか、業務の効率化やデジタル化等を一層進める。
- ⑥ 社会経済情勢や国際情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力を一層向上させるため、自衛隊で培われた知識・技能・経験がいかされる公的部門において退職自衛官の一層の活用を推進するとともに、専門スタッフ職制度の活用を図ることとする。特に、極めて高度の専門性を有する人材が必要とされる特定の行政分野においては、行政組織の膨張抑制に留意しつつ、高位の専門スタッフ職の要求を行う。

3. 業務の抜本的な見直しへの対応等

各府省において、現場業務の実態把握を踏まえた業務の抜本的な見直しの取組が着実に定着していくよう、内閣人事局は各府省における業務見直しの実施体制の整備及び当該取組を支援するものとするとともに、管理職によるマネジメントを充実させるため、各府省の特に大規模な課等における指揮命令系統の実状について検証を行う。

くわえて、各府省の人事管理部門は、採用・退職・欠員等のデータに基づき、中長期的に行政サービスの品質を維持・確保できるような体制の再構築を検討するとともに、一定期間欠員となっている定員の府省内での組織横断的な活用を進める。

このほか、国家公務員の退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」において、官民比較に基づ

き、おおむね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うとされているところ、次回の官民比較については、前回（令和3年）の官民比較からの周期を考慮しつつ、令和7年度に定年が62歳に引き上げられたことによる影響を踏まえ、退職給付額の退職事由別の比較対象とする定年退職者（62歳への定年引上げ後の定年退職者）が出現する令和8年度の退職者の実績について、令和9年度に内閣人事局が関係府省等の協力を得て調査を実施することとする。

4. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。